

令和5年1月26日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針の改正
(案)の策定に伴うパブリックコメントの実施について

資料 1 「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」
の改正(案)の策定について

資料 2 「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」
の改正(案)の策定に関する意見募集について

参考資料 1 川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針(案)

参考資料 2 新旧対照表

まちづくり局

1. 木材利用を取り巻く動向

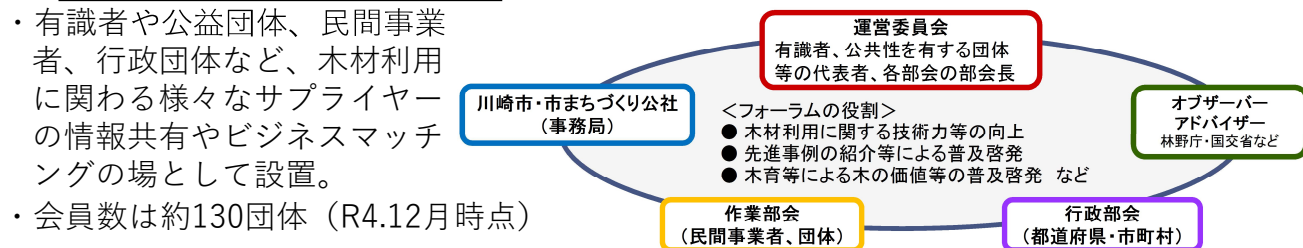
- 森林は国土保全や水源涵養、地球温暖化の防止など重要な役割を担っていることから、木材利用を促進するため、**平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律**（以下「法」という）が施行された。
- 法施行以降も、国は平成27年のパリ協定の合意や、**令和2年の「2050年カーボンニュートラル」の宣言**など、温暖化対策に向けた取組を加速している。
- こうしたことを背景に、炭素を長期間固定でき、省エネ資材でもある木材の利用拡大を目的に、法を「**脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律**」に改正し、**令和3年10月に施行**された。
- 法では、木材利用促進の対象を公共建築物としていましたが、**改正後は民間建築物を含めた建築物全般について木材利用促進の対象**とされた。

2. 川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針(平成26年10月)

- 本市では、法に基づき、地球温暖化対策や市民への快適な生活空間づくり、循環型社会の形成などを目的として国産木材の利用促進に向けた取組を進めるため、「**川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針**」（以下「**木材利用方針**」という）を平成26年に策定。
- **木材利用方針の対象は公共建築物**とし、公共建築物での木材利用を率先して拡大することで、民間事業者の木材利用もけん引。
- 木材利用方針では、木材利用を促進すべき公共建築物等の範囲や、**木材利用の目標値を設定**。（学校：0.01m³/m² 社会福祉施設・庁舎：0.008m³/m² その他：0.005m³/m²）

3. 川崎市の木材利用促進の取組

- (H22) 法 施行
- (H26) **木材利用方針を策定**。都市部では珍しい木材利用の目標値を設定
- (H26) **宮崎県と包括連携協定締結**。木材だけでなく産業・人の連携を明記
- (H27) 「**川崎市木材利用促進フォーラム**」（以下「フォーラム」という）を設置。



- (H30) **市長から九都県市首脳会議で木材利用促進を提案**し、継続して情報共有を行うこと等を令和元年度の首脳会議に報告
- (R1) 本市が**SDGs 未来都市**に選定され、施策の一つとして木材利用を位置付け
- (R2) 九都県市首脳会議を踏まえ、行政間の情報共有の場としてフォーラム内に**行政部会を設置**。会員数は26団体 (R4.12月時点)
- (R2) **かわさきカーボンゼロチャレンジ2050**を策定し、木材の積極的な利用を位置付け
- (R4) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画を改定し、施策に国産木材の利用促進を位置付け

＜具体の取組事例＞

- ・ 施設の課題解決とあわせた公共施設木質化リノベーションを実施
- ・ 民間建築物の木質化を支援する川崎市木材利用促進事業補助金制度の実施
- ・ 「優しい木のひろば」など木材利用イベントの実施

4. 川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針(案)概要

- ・ 木材利用方針策定以降、フォーラムを設置し、民間建築物への木材利用促進にも取り組んでいたところ、今回の法改正により木材利用促進の対象が民間建築物にも拡大したことから、木材利用方針においても**民間建築物における基本的事項を新たに位置づけ、民間建築物に対する市の取り組み姿勢を対外的に示し、より一層の普及につなげるために改正**を行う。
- ・ 民間建築物に対する現在の取組は事業者には義務を課すものではなく、補助制度や普及啓発などにより木造化・木質化への誘導を行っていることから、改定する**木材利用方針に追加する民間建築物においても情報提供や普及啓発等、市が取り組む内容を定め、木材利用の促進を図るものとする**。
- ・ 法改正に伴う**木材利用方針の名称改正や条ずれ等の所要の整備**を行う。

5. 木材利用促進の今後の主な取組予定

公共建築物への木材利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設管理者の課題解決とともに市民が木に触れる機会を創出するため、既存施設を木質化 (R1:中原区役所、R2:麻生区役所、R3:ナノビック、R4:向丘出張所、R5:調整中) ● 小学校や保育園の木質化・木造化を実施 (H30:小杉小学校、R2:生田保育園、R5:新作小学校増築竣工予定) 	 【R3】ナノビック
民間建築物への木材利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● フォーラムの活性化に向けた取組 ● PR性の高い木質空間への改修を支援 (R1~4ヶ年で13件補助実施) ● 市内企業向けウェブセミナーを実施(R2~) ● 設計士等の技術力向上や企業間交流を図る意見交換会や林産地視察会の実施 (R2:和歌山県、R3:栃木県、R4:浜松市、R5:調整中) ● 小学校等への出前授業 (新規) ● 木材利用による炭素固定量データの収集・公表 (新規) ● 脱炭素の実現に向けた取組や緑化フェアとの連携 (新規) 	 【R4】意見交換会  【R3】LATTE GRAHPIC
地方創生に向けた連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政部会の運営 (R2~) ● 東京都主催の木材製品展示商談会「WOODコレクション(モクコレ)2023」に出展 (R4) ● 木をきっかけに地方創生に繋げる市民ツアーを実施 (R2・R4:小田原市、R5:小田原市他) ● 公共空間活用や商業施設と連携した木材利用促進イベント「優しい木のひろば」等を実施 (R1・R3・R4:川崎駅、R3・R4:新百合ヶ丘、R5:川崎駅周辺等) 	 【R4】優しい木のひろば  【R4】小田原ツアー

SDGsの達成・脱炭素社会の実現に寄与

6. 木材利用方針の改正スケジュール

令和4年度			令和5年度
1月	2月	3月	
● 1/26 まちづくり委員会報告 方針改正(案)	← 2/10~3/15 パブコメ →	● 3月下旬 パブコメ結果 机上配布・公表	● まちづくり委員会報告 方針改正

「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の
改正（案）の策定について
－市民の皆様からの意見を募集します－

1 意見募集期間

令和5年2月10日（金）から令和5年3月15日（水）まで

※郵送は当日消印有効。持参は3月15日（水）の17時15分までとします。

2 閲覧資料

(1) 「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」の改正（案）の策定について

(2) 川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針（案）

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ、市民文化局協働・連携推進課、各区役所
市政資料コーナー、支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）
まちづくり局総務部企画課

4 意見提出方法

(1) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市まちづくり局総務部企画課

(2) 持参

川崎市川崎区宮本町6（明治安田生命川崎ビル8階）

まちづくり局総務部企画課

(3) F A X（書式自由）

044-200-3967（まちづくり局総務部企画課）

(4) 電子メール

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、パブリックコメントの専用ページから、専用のフォームを使って所定の方法により送信してください。

※1 意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※2 電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。

※3 御意見に対する個別の対応はいたしません。類似の内容を整理又は要約した上で、本市の考え方を整理した結果をホームページ等で公表します。

5 問合せ先 川崎市まちづくり局総務部企画課

電 話 044-200-2703

F A X 044-200-3967

川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針
(案)

川崎市

令和 5 年 月

目次

第1	趣旨	1
第2	用語の定義	1
第3	市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項	1
第4	市が整備する公共建築物等における木材利用の目標	2
第5	市以外の者が整備する公共的建築物への誘導	3
第6	木材利用のPR及び普及の推進	3
第7	公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項	3

別表

(趣旨)

第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。

このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間や循環型社会の形成、地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に貢献するものである。また、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がる。

これらを踏まえ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「神奈川県建築物等における木材利用促進に関する指針（平成17年4月1日策定。）」に即して、市内の建築物等の整備において木材の利用の促進を図るため、法第12条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。

(用語の定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的建築物 公共の用に供する、又は、公益上必要とされるなど、広く市民の利用に供される建築物をいう。
- (2) 公共工作物 公共の用に供し、広く市民の利用に供される工作物をいう。
- (3) 公共建築物等 公共的建築物及び公共工作物の総称をいう。
- (4) 木造化 建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等に木材を利用することをいう。
- (5) 木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等における木材利用をいう。
- (6) 国産木材 国内で生産された木材をいう。

(市内の建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次の通りとする。

- (1) 公共建築物等における基本的事項
ア 木材利用を促進すべき公共建築物等は別表1の通りとする。

イ 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性

(ア) 公共建築物等の整備に当たっては、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。

(イ) 公共的建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（文房具等）については、木材を使用したものの利用の促進を図る。

ウ 木材利用を促進すべき公共的建築物の範囲

公共的建築物の整備に当たっては、建築基準法や消防法その他の法令、施設の設定基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設もしくは施設の部分、及び、用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分を除き、積極的に木材利用を図る。

(2) 民間建築物における基本的事項

市は、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木材利用に関する情報提供や普及啓発等に取り組むものとする。

（市が整備する公共建築物等における木材利用の目標）

第4 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標は次の通りとする。

(1) 公共的建築物における木材利用

ア 木造化の推進

第3(3)の範囲に該当する公共的建築物については、積極的に木造化を図る。

イ 木質化の推進

第3(3)の範囲に該当する公共的建築物については、木造、非木造に関わらず、床や腰壁、下地、造作家具等の内装及び外装において積極的に木質化を図る。

(2) 公共工作物における木材利用

公共工作物においては、関連法令及び施設の設定基準並びに施設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮した上で、木材利用を図る。

(3) 備品及び消耗品における木材の利用

公共的建築物において使用する備品及び消耗品については、木材を使用したものの利用の促進を図る。なお、川崎市グリーン購入推進方針に定められている品目に該当するものは、その判断の基準を満たす物品等の調達に努めること。

(4) 公共建築物等において使用する木材

公共建築物等の整備等においては、積極的に国産木材を使用する。

(5) 公共的建築物において利用する木材の使用量

公共的建築物の新築又は改築の際には、法令の基準や安全性、維持管理等を考慮

の上、別表 2 に定める量の木材の使用に努める。

(市以外の者が整備する公共的建築物への誘導)

第 5 市は、市以外の者が整備する公共的建築物についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に木材の使用を働きかけ、木材の利用を促進するための誘導に努める。特に、市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、第 3 (3) の範囲に該当する公共的建築物を新築又は改築する際に、第 4 に定める目標に準拠し木材の利用に努めるよう、積極的に誘導する。

(木材利用の P R 及び普及の推進)

第 6 市は、公共建築物等において木材を利用している具体的な事例や木材に関する情報を収集し、市民にその情報を提供するとともに、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が木材の持つ価値や魅力及び木材利用の意義を知ることができるよう、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用することなどを通じ、木材の P R 及び普及に努める。

(公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項)

第 7 公共建築物等において木材を利用するに当たっては、次の点に配慮するものとする。

- (1) 公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、国産木材の使用に努めつつも、世界貿易機関 (W T O) 政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。
- (2) 公共建築物等の整備主体は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図る。また、整備に当たっては、建設、維持管理、解体、廃棄等に掛かるライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しこれらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

附 則

この方針は平成 26 年 10 月 24 日から適用する。

附 則

この方針は令和 5 年〇月〇日から適用する。

木材利用を促進すべき公共建築物等

第3（1）の木材利用を促進すべき公共建築物等については、次の通りとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、地域みまもり支援センター等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物

公共的建築物において利用する木材の使用量の目標

第4(5)の市が整備する公共的建築物の新築又は改築の際の木材使用量については、次の通りとする。

＜公共的建築物の新築又は改築の際の単位面積当たりの木材使用量＞

(m^3/m^2)

用 途	目標値
【学校（小学校、中学校）等】 温かみと潤いのある子どもたちの学習生活環境づくりに向け、積極的に木材利用を図る施設	0.01
【社会福祉施設（老人福祉施設、保育所）等】 高齢者や乳幼児等への健康で温かみのある快適な空間の提供が望まれる施設	0.008
【庁舎】 広く市民の利用に供し、市民への普及効果が高い施設	
上記以外の公共的建築物	0.005

※ 市関連公社等や施設整備に当たり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、本目標に準拠し木材の利用に努めるよう、誘導する。

改正（案）	現行
<p>川崎市<u>建築物等</u>における木材の利用促進に関する方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、<u>長期間</u>にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。</p> <p>このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間や循環型社会の形成、地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に貢献するものである。また、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がる。</p> <p>これらを踏まえ、「<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「<u>神奈川県建築物等における木材利用促進に関する方針</u>（平成17年4月1日策定。）」に即して、市内の<u>建築物等</u>の整備において木材の利用の促進を図るため、法第12条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。</p> <p>（略）</p> <p>（市内の<u>建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項）</p> <p>第3 <u>建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次の通りと</p>	<p>川崎市<u>公共建築物等</u>における木材の利用促進に関する方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1 木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、<u>長時間</u>にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないなどの特性を有している。</p> <p>このような特性を持つ木材の利用を促進することは、健康で温もりのある快適な生活空間や循環型社会の形成、地球温暖化防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に貢献するものである。また、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会の創出にも繋がる。</p> <p>これらを踏まえ、「<u>公共建築物等における木材利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「<u>公共施設の木造・木質化等に関する指針</u>（平成17年4月1日策定。）」に即して、市内の<u>公共建築物</u>の整備において木材の利用の促進を図るため、法第9条第2項に掲げる事項をこの方針に定める。</p> <p>（略）</p> <p>（市内の<u>公共建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項）</p> <p>第3 <u>公共建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次の通</p>

する。

(1) 公共建築物等における基本的事項

ア 木材利用を促進すべき公共建築物等は別表1の通りとする。

イ 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性

(ア) 公共建築物等の整備に当たっては、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。

(イ) 公共的建築物において使用される備品(机、いす、書棚等)及び消耗品(文房具等)については、木材を使用したものの利用の促進を図る。

ウ 木材利用を促進すべき公共的建築物の範囲

公共的建築物の整備に当たっては、建築基準法や消防法その他の法令、施設の設置基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設もしくは施設の部分、及び、用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分を除き、積極的に木材利用を図る。

(2) 民間建築物における基本的事項

市は、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木材利用に関する情報提供や普及啓発等に取り組むものとする。

(略)

(削除)

附 則

りとする。

(新設)

(1) 木材利用を促進すべき公共建築物等は別表1の通りとする。

(2) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性

ア 公共建築物等の整備に当たっては、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。

イ 公共的建築物において使用される備品(机、いす、書棚等)及び消耗品(文房具等)については、木材を使用したものの利用の促進を図る。

(3) 木材利用を促進すべき公共的建築物の範囲

公共的建築物の整備に当たっては、建築基準法や消防法その他の法令、施設の設置基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設もしくは施設の部分、及び、用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分を除き、積極的に木材利用を図る。

(新設)

(略)

第8 本方針は、平成26年10月24日から適用する。

(新設)

本方針は平成 26 年 10 月 24 日から適用する。

附 則

本方針は令和 5 年〇月〇日から適用する。

別表 1

木材利用を促進すべき公共建築物等

第 3（1）の木材利用を促進すべき公共建築物等については、次の通りとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、 <u>地域みまもり支援センター</u> 等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物

別表 1

木材利用を促進すべき公共建築物等

第 3（1）の木材利用を促進すべき公共建築物等については、次の通りとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、 <u>保健福祉センター</u> 等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物